

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和二十五年広島県規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中

改 正 後 (昭 和 ・ 三 十 六 号)
※

を

改 正 前 (昭 和)
※

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。